

運転免許の取消し、停止の処分点数

前歴回数\区分	停止	停止期間	取消
0回	6点～14点	30日、60日、90日	15点以上
1回	4点～9点	60日、90日、120日	10点以上
2回	2点～4点	90日、120日、150日	5点以上
3回以上	2点～3点	120日、150日、180日	4点以上

処分基準点数

- ※ 前歴0回6点(1点、2点又は3点の軽微な違反の累積)で違反者講習の対象となった場合は、当該講習を受講しなかったときに停止処分となります。
- ※ 前歴は、停止処分や保留処分のほかに、取消処分、拒否処分を受けたことも前歴となります。
- ※ 取消処分の期間は、点数に応じて1年～5年となります。
- ※ 特定違反行為(運転殺人等又は運転傷害等、危険運転致死傷、酒酔い運転又は麻薬等運転、ひき逃げ)に該当する場合、欠格期間は3年～10年となります。

点数計算の方法

- 原則として過去3年間における違反行為のそれぞれに付されている点数を合計します。
- ただし、
- 免許の停止期間を除く1年間の免許期間中、無事故・無違反のとき
 - 免許の停止期間を除く2年の免許期間中無事故・無違反で、軽微な違反(1点、2点または3点)をし、その後3ヶ月間、無事故・無違反で経過したとき
 - 違反者講習に通知を受け、当該講習を受講したとき
- は、以前の点数は合計点数に加えられません。
- 交通事故のときは、事故の原因となった違反の点数に事故の付加点数が加えられ、ひき逃げ・あて逃げのときはさらに点数が加算されます。

問い合わせ

大分県警察本部運転免許課行政処分係
 TEL 097 - 528 - 3000・3001
 内線702 - 212、213、214、215、216、217

